

追加資料 4

●議題 1（資料 1）関連

・情報コミュニケーション条例は、「手話を含めた多様なコミュニケーション手段…としていることから、高松市やさぬき市のように 1 つの条例であれば、実績が分かり、かつ他の障がい特性に応じた手段と平等であると言えるのでは。

●議題 2（資料 2）関連

・コミュニケーション支援事業の利用実績で、手話通訳者はどういうところへ派遣されているのか。

・聴覚障がい者の状況では 65 歳以上の割合がかなり高くなっているが、他の障がいも同様の傾向があるのか。

年齢	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体	内部	計
0～17	1	1	0	10	4	16
18～64	31	24	5	273	118	451
65～	123	176	11	785	553	1,648
計	155	201	16	1,068	675	2,115

・知的・発達障がいに対する研修や環境整備や啓発に対する取り組みが少ないのでは。

●議題 3（資料 3－1～4－2）関連

・情報コミュニケーション条例案の第 7 条第 2 号および第 3 号の解説で説明している「情報保障を充実させる等」について説明してほしい。

・両条例素案については問題ないが、各部局と連携して取り組んでほしい。災害時の情報へのアクセスや情報提供のあり方について、今後の施策に期待している。また、手話通訳者が不足しており、手話通訳者の確保が大きな課題となっている。

・「障がいのある人もない人も」という表現は変更した方がよい。コミュニケーションの手段に「特性に応じた」が必要。

・精神障がい（発達障がいを含む。）という表現は、発達障害者支援法をみても誤った障がいへの理解につながるのとは明らかであり、変更すべきでは。

●議題 4（資料 5）関連

・手話言語条例については、関係団体からのアプローチや市議会の一般質問などがあったことで確立されているが、手話以外のコミュニケーション手段についての議論について十分時間をとれていたとは思えず残念。

●その他

- ・条例制定後, 手話の普及啓発についてどのような取り組みを計画しているか。
- ・来年度に障がい者福祉計画等の見直しをすともお聞きした。それにあわせて条例をまとめていくということも考えられたのではないか。